

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

## 名古屋市条例第12号

### 名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等にとって利用しやすい宿泊施設の客室の整備に関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者等を含む全ての利用者における宿泊施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進し、現在及び将来の市民並びに本市を来訪する者の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

(2) 宿泊施設 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。）をいう。

(3) 事業者 宿泊施設を設置し、又は運営する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、事業者に対し、宿泊施設の利用上の利便性及び安全性に関する理解を促進し、宿泊施設の客室が、高齢者、障害者等を含む全ての利用者にとって利用しやすいものとなるよう、意識の啓発に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その設置又は運営する宿泊施設の客室が、高齢者、障害者等を含む全ての利用者にとって利用しやすいものとなるよう努めるとともに、利用者に対し、宿泊施設の円滑な利用に資する情報及び役務の提供に努めるものとする。

（基準適合義務等）

第5条 次に掲げる宿泊施設の新築、増築若しくは改築又は建築物の用途を変更して宿泊施設とする行為（以下「宿泊施設の新築等」という。）をしようとする者は、当該宿泊施設の客室（宿泊施設の新築若しくは改築又は建築物の用途を変更して宿泊施設とする行為（以下「宿泊施設の新築等」という。）をしようとする場合にあつては、当該宿泊施設の新築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第16条第1項に規定する車椅子利用者用客室以外の客室（以下「一般客室」という。）を、次条第1項に規定する基準に適合させなければならない。

(1) 宿泊施設の新築であつて、床面積の合計が1,000平方メートル以上となるもの

(2) 宿泊施設の新築等であつて、当該新築等に係る床面積の合計が1,000平方メートル以上となるもの

2 前項の宿泊施設の新築等をしようとする者は、宿泊施設の客室のうち一般客室を、次条第2項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(整備基準等)

第6条 一般客室（和室部分を除く。以下この条において同じ。）の利用者が一般客室を円滑に利用できるようにするための整備の基準（以下「整備基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、整備基準による場合と同等以上の高齢者、障害者等にとって円滑に利用できるようにするための措置が講じられていると認められる場合又は整備基準に適合させることが著しく困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 一般客室内（規則で定める部分を除く。）には、階段又は段を設けないこと。

(2) 一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における一般客室の出入口のある階の部分以外の部分を除く床面積をいう。以下この条において同じ。）が15平方メートル（2以上のベッドを置く一般客室にあつては、19平方メートル）未満の場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 一般客室内に便所を設ける場合には、1以上の便所の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。

イ 一般客室内に浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。

ウ ア又はイの規定の適用を受ける便所又は浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するものを含む。次号において同じ。）の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 一般客室の床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く一般客室にあつては、19平方メートル）以上の場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 一般客室内に便所を設ける場合には、1以上の便所の出入口の幅は、75センチメートル以上とすること。

イ 一般客室内に浴室等を設ける場合には、1以上の浴室等の出入口の幅

は、75センチメートル以上とすること。

ウ ア又はイの規定の適用を受ける便所又は浴室等の出入口に接する通路  
その他これに類するものの幅は、100センチメートル以上とすること。

2 一般客室の利用者が一般客室を円滑に利用できるように誘導するための基準（以下「誘導基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 便所及び浴室等に、手すりを適切に設けること。

(2) 一般客室の床面積が15平方メートル（2以上のベッドを置く一般客室にあっては、19平方メートル）以上の場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 一般客室内に、車椅子が転回することができる空間を確保すること。

イ 車椅子使用者がベッドに移乗するために必要な空間を確保すること。

（整備計画の届出）

第7条 宿泊施設の新築等をしようとする者は、当該宿泊施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、整備基準に適合させるために必要な措置（以下「適合措置」という。）に関する計画（以下「整備計画」という。）を市長に届け出なければならない。

（整備計画の変更）

第8条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る整備計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第9条 市長は、第7条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る整備計画が整備基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（指示）

第10条 市長は、宿泊施設の新築等の工事に着手した者が、第7条又は第8条の規定による届出をしなかったとき、又は当該届出に係る整備計画の内容と異なる宿泊施設の新築等の工事を行ったと認めるときは、当該宿泊施設の新築等の工事に着手した者に対し、必要な指示をすることができる。

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、宿泊施設の新築等の工事に着手した者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、宿泊施設若しくはその工事現場に立ち入り、適合措置の実施状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合証の交付)

第12条 事業者は、その設置又は運営する宿泊施設について、適合措置を講じたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、当該宿泊施設について整備基準に適合していることを証する適合証の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該宿泊施設が整備基準に適合していると認めたときは、当該請求をした事業者に対し、適合証を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

(維持保全)

第13条 事業者は、その設置又は運営する宿泊施設について、適合措置を講じたときは、当該適合措置を講じた部分の維持保全に努めなければならない。

(実施状況の報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その設置又は運営する宿泊施設の適合措置の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした事業者に対し、整備基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(適用除外)

第15条 第7条から第11条までの規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者については、適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第5条から第8条までの規定は、施行日以後に工事に着手する宿泊施設の新築等について適用する。
- 3 施行日から起算して30日が経過する日までに宿泊施設の新築等をしようとする者は、第7条の規定の例により、同条の規定による届出をするものとする。この場合において、当該届出は、同条の規定によりされたものとみなす。